

第四百十六回
国会

参議院中小企業対策特別委員会会議録第二号

平成十一年十一月十七日(水曜日)

午後零時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

陣内 孝雄君

岩井 國臣君

加藤 紀文君

須藤 良太郎君

野間 越君

寺崎 昭久君

円 より子君

弘友 和夫君

池田 幹幸君

梶原 敬義君

岩崎 純三君

加納 時男君

釜本 邦茂君

北岡 秀二君

久世 公堯君

齊藤 滋宣君

仲道 俊哉君

馳 浩君

保坂 三蔵君

森下 博之君

森山 裕君

山崎 正昭君

山下 善彦君

足立 良平君

朝日 俊弘君

今泉 昭君

川橋 幸子君

木俣 佳文君

高嶋 良充君

委員

國務大臣

通商産業大臣

政務次官

通商産業政務次官

通商産業政務次官

事務局側

常任委員会専門員

堀入 武三君

細田 博之君

茂木 敏充君

深谷 隆司君

羽田雄一郎君

加藤 修一君

木庭健太郎君

松 あきら君

山本 保君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

三重野 榮子君

高橋 令則君

渡辺 秀央君

菅川 健二君

水野 誠一君

西川きよし君

本日

の会議に付した案件

○中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開会いたします。
中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 本委員会初めての出席でございます。改めてごあいさつ申し上げます。

通商産業大臣の深谷隆司でございます。また、総括政務次官は細田、政務次官茂木でございます。微力でございますが、一生懸命努力いたしますので、陣内委員長初め委員各位の御指導と御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)
それでは、中小企業基本法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し述べさせていただきます。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

現行の中小企業基本法は、昭和三十八年、その当時における経済社会の動向等を踏まえて、大企業との格差の是正を政策目標とし、中小企業の規模の拡大等によりその高度化、近代化を図るための施策を総合的に推進すべく制定されました。

しかしながら、基本法制定後三十八年が経過し、この間の急速な経済成長とその後の成熟経済への移行、これに伴う消費者の価値観の多様化、急激な国際化の進展等により我が国経済社会も大きな変化を遂げるとともに、開業率の逆転など中小企業をめぐる状況も大きく変化しております。

こうした中、現行基本法が規定する政策体系につきましては、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、今日の中小企業が抱える多様な経営課題や新規創業の促進など新たな要請には十分こたえられなくなっております。

このため、中小企業政策審議会の答申を踏まえ、二十一世紀を見据えて、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中長期的な政策展開の基軸を明確化するとともに、経済実態の変化も踏まえ、中小企業関係の法律に規定しております中小企業者の範囲を改定するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、この本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業基本法の一部改正でございますが、新たな基本法では、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり積極的な役割が期待されるものとして位置づけ、小規模企業からベンチャー企業まで多様な中小企業が抱えるそれぞれの弱みを克服し、機動性など中小企業ならではの独自の強みを発揮し活躍できるように政策へと転換すべく、独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を基本理念としております。

また、新たな政策理念に基づき、資金、人材等中小企業に不足する経営資源の確保の円滑化、取引の適正化等基盤的な施策として中小企業の経営基盤の強化を、また、中小企業の強みを生かし創意工夫に基づく成長に向けた自主的努力をすそ野広く支援する施策として経営の革新及び創業の促進を、そして、経済環境の急激な変化等に対して脆弱な中小企業に対する施策である環境変化への適応の円滑化の三点を政策の基本方針として再構築することとしております。

第二に、中小企業基本法を初めといたしまして、関係法律における中小企業に関する施策の対象とする中小企業者の範囲を、製造業その他の事業を営む企業につきましては資本金基準を現行の一億円以下から三億円以下に引き上げ、卸売業については資本金基準を現行の三千万円以下から一億円以下に、サービス業については資本金基準を現行の一千万円以下から五千万円以下に引き上げるとともに従業員基準を現行の五十人以下から百人以下に、小売業については資本金基準を現行の一千万円以下から五千万円以下にすることとしております。

本改正は、中小企業基本法の外関係の三十二法律が対象となっております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

ます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(陣内孝雄君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業者の仕事を増やす施策等に関する請願(第一六号)(第三二号)

第六号 平成十一年十一月二日受理

中小企業者の仕事を増やす施策等に関する請願 請願者 群馬県高崎市倉賀野町四、五四六

ノ二 片貝建次外九百九十九名

紹介議員 林 紀子君

不況が長期化する中で中小企業者は倒産・廃業などかつてない危機に直面している。業者婦人は自営中小企業者の家族従事者として、また女性事業主として、営業を支えながら昼夜を分かたず働く一方、家事、育児及び介護などの面で家族を守っている。そのため自らの健康を顧みる時間も余裕もなく、健康破壊、一挙離散、自らの命を絶つとい

う事件も相次いでいる。今年成立した男女共同参画社会基本法では、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」と明記されているが、中小企業者の経営は家族労働で支えられているにもかかわらず、家族の働き分は社会的にも税制上も認められていない。

ついては、基本法によって業者婦人の人格が平等に認められる施策の充実を図り、安心して営業と生活ができるよう、次の措置を採られたい。

一、国民本位の景気回復

1 公共事業を住民生活・福祉充実に転換するなど、中小企業者の仕事を増やす施策を行うこと。中小企業者への貸渡りを改善すること。

社会的にふさわしい下請単価・工賃、親会社との公正な取引関係を保障すること。

第三号 平成十一年十一月四日受理

中小企業者の仕事を増やす施策等に関する請願 請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ二九ノ三

横田シン外五百五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業基本法等の一部を改正する法律案

中小企業基本法等の一部を改正する法律案 中小企業基本法の一部改正

第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進(第十二条―第十四条)

第二節 中小企業の経営基盤の強化(第十五条―第二十一条)

五条(第二十一条)

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化(第二十二條)

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実(第二十三條・第二十四條)

第三章 中小企業に関する行政組織(第二十五條)

第四章 中小企業政策審議会(第二十六條―第三十條)

附則
前文を削る。

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

第二条の見出しを「中小企業者の範囲及び用語の定義」に改め、同条中「前条の目標を達成するを」次条の基本理念の実現を図る」に改め、同条第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五

十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条に次の四項を加える。

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

4 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

第三条から第五条までを次のように改める。

(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものである。特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及

び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。

三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。

四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

第二章から第六章までを削る。

第八条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

(経営の革新の促進)

第十二条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販

売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第十三条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(創造的な事業活動の促進)

第十四条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 中小企業の経営基盤の強化

(経営資源の確保)

第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。

二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人又は都道府県の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。

三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の

開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第十六条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補充することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)

第十七条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第十八条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第十九条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(取引の適正化)

第二十条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策

を講ずるものとする。

(国等からの受注機会を増大)

第二十一条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に關し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第二十二条 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に關して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に關して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 国は、第二項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

(資金の供給の円滑化)

第二十三条 国は、中小企業に対する資金の供

給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。
(目)資本の充実

第二十四条 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 中小企業に関する行政組織
第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。

第七条中「きいて」を「聴いて」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を第十條とする。

第六條第一項中「経済的社会的諸事情を経済的社会的環境に」、「生産性」を「自主的にその経営に」、「向上」を「向上を図るよう」に改め、同條第二項中「第三條又は第四條」を「国及び地方公共団体が行う中小企業に関する」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

第六條を第七條とし、同條の次に次の二條を加える。

(小規模企業への配慮)
第八條 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多し小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(法制上の措置等)
第九條 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第五條の次に次の一條を加える。
(地方公共団体の責務)
第六條 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七章中第二十八條を第二十六條とし、第二十九條から第三十二條までを二條ずつ繰り上げる。

第七章を第四章とする。
(商工組合中央金庫法の一部改正)
第二條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「左」を「次」に改め、同項第三號を削り、同項第二號ノ三中「千萬元」を「五千萬圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、「五十人(卸売業)の下に又ハサービス業」を加え、同項を同項第三號とし、同項第四號中「一億圓」を「三億圓」に改め、同項第五號中「千萬元」を「五千萬圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第六號中「一億圓」を「三億圓」に改め、同項第七號中「三千万圓」を「一億圓」に、「千萬元」を「五千万圓」に、「一億圓」を「三億圓」に、「百人(小売業又ハサービス業)を「百人(小売業)に改め、同項第八號中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に、「一億圓」を「三億圓」に改め、「五十人(卸売業)の下に又ハサービス業」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億圓以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万圓以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
二の三 資本の額又は出資の総額が五千万圓以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「左」を「次」に改め、同項第一号イ中「一億圓」を「三億圓」に、「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に、「一億圓」を「三億圓」に、「百人(小売業又ハサービス業)を「百人(小売業)に改め、同項ロ中又はサービス業」を削り、「卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、「五十人(卸売業)の下に又はサービス業」を加え、同項第六号中「一億圓」を「三億圓」に、「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第七号中「一億圓」を「三億圓」に改め、同條第二項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第六條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八號)の一部を次のように改正する。

第二條中「左に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同條第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同條第四号中「一千万圓」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、「五十人(卸売業)の下に又はサービス業」を加え、同條第五号中「一億圓」を「三億圓」に、「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同條第六号中「一億圓」を「三億圓」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)
第七條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「工業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「千人」を「百人」に、「鉱業」を「卸売業」に改め、同項第三号を次のように改める。

号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、「五十人(卸売業)の下に又はサービス業」を加え、同項第六号中「一億圓」を「三億圓」に、「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第七号中「一億圓」を「三億圓」に改め、同條第二項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第六号中「一億圓」を「三億圓」に改める。

号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第六号中「一億圓」を「三億圓」に改め、同條第二項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「七千万圓」を「一億圓」に、「三百人(小売業又はサービス業)を「三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業」を加え、「鉱業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「千萬元」を「五千万圓」に、「三千万圓」を「一億圓」に改め、同項第六号中「一億圓」を「三億圓」に改める。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項に次の一号を加える。

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第八条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円をこえる」を「三億円をこえる」に、「一億円以下」を「三億円以下」に改め、同項第二号中「二千万円をこえ一億円を二千万円を超え三億円」に、「二千万円以下」を「二千万円以下に改め、同項第四項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に改め、同項第二号中「二千万円を三千万円に改め、同項第五項中「一千万円をこえる」を「二千万円をこえる」に、「一」を「いずれかに」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第九条 内航海運組合法(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「一億円」を「三億円」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第五条第二号に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第十一条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第三項第一号ロ」を「第三項第一号ニ」に改め、同条第二項中「二千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又はロ」を「から二までのいずれかに改め、同号イ中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「ロ」の下に「から二まで」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第一条の二第三項第一号に次のように加える。

ハ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第一条の二第三項第二号中「又はロ」を「から二までのいずれかに」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第十二条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一億円」を「三億円」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「三千万円を二億円」に改め、同項第三号中「小売業又は卸売業」を「五十人」を「百人」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

(商店街振興組合法の一部改正)

第十三条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「一億円」を「三億円」に、「二千万円を五千万円」に、「三千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「又はサービス業」を「卸売業」の下に「又はサービス業」を加える。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十四条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「一億円」を「三億円」に改める。

(中小企業指導法の一部改正)

第十五条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第五号中「一」を「いずれかに」に改める。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第十六条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、建設業、運送業を製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第四号中「前三号の二」を「前各号のいずれかに改める。

(下請中小企業振興法の一部改正)
第十七条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)
第十八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する

事業を主たる事業として営むもの
第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二項中「前項第二号から第五号までの一」を「前項第二号の三から第五号までのいずれか」に改める。

第六條第一号中「第二條第一項第二号から第五号までの一」を「第二條第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれか」に改める。

(中小企業の仕事活動の機会の確保のための大企業者の仕事活動の調整に関する法律の一部改正)

二十九条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「二」を「一」に改め、同項第一号中「一億圓」を「三億圓」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第四号まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百

人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第二十条 中小企業倒産防止共済法 昭和五十二

る。
年法律第八十四号)の一部を次のように改正す

第二條第一項中「二」を「一」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービスマン(第三号の政令で定める業種を除

もの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小

売業（次号の政令で定める業種を除く。）に
属する事業を主たる事業として営むもの
（森林組合法の一部改正）

第二十一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「又はサービス業」を削る。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第二十二條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第 一 項 中「に該當するもの」をいす
れかに該當する者に改め、同項第一号中「一億
円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製
造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に
「から第三号の三まで」を加え、同項第二号を次
のように改める。

二、資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、御売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数

が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第十二条第一項中「億円」を「三億円」に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十三条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改

正する。

第二条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業、

業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第九条第一項中「一億円」を「三億円」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二十四条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第六項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二十三条第一項中「一億円」を「三億円」に改める。

(中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二十五条 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第七号第一項各号中「一億円」を「三億円」に改める。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項各号中「一億円」を「三億円」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第十三条第三項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二十八条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二条第二項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第八条第一項各号中「一億円を三億円」に改める。
(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第二十九条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「第二号から第五号までの一」を「第二号の三から第五号までのいずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第四条第三項第二号の次に次の二号を加える

る。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第三十条 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二条第三項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第十六条第一項各号中「一億円を三億円」に

改める。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)
第三十一条 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
(中小企業総合事業団法の一部改正)
第三十二条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第三十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二条第五項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
第二十六条第一項各号中「二億円」を「三億円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条、第十一条及び第十九条並びに附則第六条、第九条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業業者(第一条の規定による改正前の中小企業基本法第二条に規定する中小企業業者を除く)に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十一号)第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外期間については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、同項に定めるものを除き、同条の規定の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始されている行為については、なお従前の例による。
2 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。
(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三部 中小企業対策特別委員会会議録第二号 平成十一年十一月十七日 【参議院】

措置

第四条 第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新法」という。)第七条第一項第一号に掲げる事業協同組合、火災共済協同組合若しくは信用協同組合であつて第四条の規定による改正前の中小企業等協同組合法(以下この条において「旧法」という。)第七条第一項第一号に掲げる事業協同組合、火災共済協同組合若しくは信用協同組合でないもの又は新法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会であつて旧法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会でないものの行為で第四条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第五条の規定の施行前に成立している同条の規定による改正前の中小企業信用保険法に規定する保険関係については、なお従前の例による。
(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下この条において「旧法」という。)第三条の製造委託又は修理委託をした場合における第八条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法(次項において「新法」という。)第三条の規定による書面の交付については、なお従前の例による。
2 第八条の規定の施行前に旧法第五条の製造委託又は修理委託をした場合における新法第五条の規定による書類の作成又は保存については、なお従前の例による。
3 第八条の規定の施行前に旧法第三条、第四条又は第五条の規定に違反した行為に係る中小企業

業庁長官による措置の求め、公正取引委員会による勧告及び公表並びに公正取引委員会、中小企業庁長官又は主務大臣による報告の命令及び検査については、なお従前の例による。
(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第九条の規定による改正前の内航海運組合法(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項第七号から第十三号まで(同法第五十八条において準用する場合を含む。)に掲げる事業内航海運組合又は内航海運組合連合会を直接若しくは間接に構成する内航海運組合の組合員であつて、資本の額又は出資の総額が一億円を超え三億円以下の会社であるもののうち、常時使用する従業員の数が三百人を超える会社であるものが利用するものに限り、その実施に係る行為で第九条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、同条の規定による改正後の内航海運組合法第十八条第三項(同法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 第十条の規定の施行の際に存する商工組合に対する解散の命令については、第十条の規定の施行後一年間は、同条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律(次項において「新法」という。)第五条及び第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 新法第五条に規定する中小企業業者であつて第十条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第五条に規定する中小企業業者でないものが利用する旧法第十七条第二項(旧法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業の実施に係る行為で第十条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、新法第五条及び第八十九条第三項の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。
(小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第十一条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第一条の第三項に規定する大企業業者で第十一条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法(次項において「新法」という。)第一条の第二項に規定する大企業業者でないものに係る旧法第十四条の第二項又は第十八条の第二項の規定による申出であつて第十一条の規定の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。
2 第十一条の規定の施行前にされた旧法第十五条第三号に規定する中小小売商以外の者(新法第十五条第三号に規定する中小小売商以外の者を除く)に係る旧法第十五条の規定による申請に関するあつせん又は調停については、なお従前の例による。

(中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 第十二条の規定の施行後一年以内に、同条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第二条第一項の中小企業業者(次項において単に「中小企業業者」という。)であつて第十二条の規定の施行の際に退職金共済事業を行う団体で労働者令で定めるものとの間で退職金共済に関する契約(事業主が当該団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この項において同じ。)を締結していたものが当該従業員を被共済者として同法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において「中小企業退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該団体が、勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該中小企業退職金共済契約の被共済者となつた者について退

職金共済に関する契約(第十二条の規定の施行の際現に当該団体との間で締結されていたものに限る。以下この項において同じ。)に基づき当該団体に納付された掛金の総額(その運用による利益を含む。)の範囲内の金額で、附則別表の上欄に定める金額に当該中小企業退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を千円で除した数を乗じて得た金額を機構に引き渡すことその他労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところにより、当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、労働省令で定めるところにより、当該上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該中小企業退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該中小企業退職金共済契約の被共済者となった者が退職金共済に関する契約の被共済者であった期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えたときは、百二十月)を超えることができない。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された中小企業退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

(商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 第十三条の規定による改正後の商店街振興組合法第八十条に規定する事業者を組合員とする商店街振興組合であつて第十三条の規定による改正前の商店街振興組合法第八十条に規定する事業者を組合員とする商店街振興組合でないものの行為で第十三条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、なお従前の例による。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 第十九条の規定による改正前の中小企

業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第二項に規定する大企業者で第十九条の規定による改正後の中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第二条第二項に規定する大企業者でないものに係る旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定による申出であつて第十九条の規定の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、指導、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 第二十一条の規定による改正前の森林組合法第六條第一項ただし書に掲げる者を組合員とする森林組合であつて第二十一条の規定による改正後の森林組合法第六條第一項ただし書に掲げる者を組合員とする森林組合でないものの行為で第二十一条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

(建設業法の一部改正)
第十六条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。
(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)
第十八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第四号中「第二十三条」を「第二条第五項」に改める。

附則第二条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)
第十九条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七條のうち、中小企業基本法第二十八條の改正規定中「第二十八條」を「第二十九條」に、同法第二十九條の改正規定中「第二十九條」を「第三十條」に、同法第三十條の改正規定中「第三十條第二項及び第四項」を「第二十八條第二項及び第四項」に改める。

附則別表

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇〇〇円	二月
三、〇〇〇円	三月

四、〇二〇円	四月
五、〇三〇円	五月
六、〇四〇円	六月
七、〇六〇円	七月
八、〇七〇円	八月
九、〇九〇円	九月
一〇、一二〇円	一〇月
一一、一四〇円	十一月
一二、一七〇円	十二月
一三、二〇〇円	一月
一四、二三〇円	二月
一五、二七〇円	三月
一六、三〇〇円	四月
一七、三四〇円	五月
一八、三九〇円	六月
一九、四三〇円	七月
二〇、四八〇円	八月
二一、五三〇円	九月
二二、五八〇円	一〇月
二三、六四〇円	十一月
二四、七〇〇円	十二月
二五、七六〇円	一月
二六、八二〇円	二月
二七、八九〇円	三月
二八、九六〇円	四月
二九、〇三〇円	五月
三〇、一〇〇円	六月
三一、一八〇円	七月
三二、二六〇円	八月
三三、二六〇円	九月
三三、二六〇円	一〇月
三三、二六〇円	十一月
三三、二六〇円	十二月

平成十一年十一月二十四日印刷

平成十一年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局